

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記	0	
①	②	③	④	⑤	⑥

令和5年分
開催分

(ふりがな) すずかい

1 政治団体の名称 寿々会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田東松下町37番地2

3 代表者の氏名 其田 寿一

4 会計責任者の氏名 影山 さくら

事務担当者の氏名

影山 さくら

(電話) 03-3532-8808

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

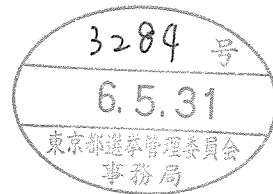
活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 其田 寿一	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 其田 寿一	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額		5,217,736
	(前年からの繰越額)	1,615,516
	(本年の収入額)	3,602,220
支 出 総 額		5,187,613
翌年への繰越額		30,123

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		600,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)		20

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	3,000,000	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,000,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	2, 220	
	合 計	2, 220	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	其田 寿一	1,500,000	R5/1/5	青森県五所川原市大字長富字鎧石 1 0 1 番地 5	団体役員等	
2	其田 千鶴子	1,500,000	R5/1/5	青森県五所川原市大字長富字鎧石 1 0 1 番地 5	団体職員等	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	こ の 頁 の 小 計	3,000,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	3,000,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	1,200,000		
(2) 光 熱 水 費	237,319		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	72,782		
(4) 事 務 所 費	3,492,732		
小 計	5,002,833	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	184,780		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	184,780	0	
合 計	5,187,613		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	237,319				
	合 計	237,319				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	72,782				
	合 計	72,782				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所借料（青森）	50,330	R5/1/25	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
2	事務所借料（青森）	50,330	R5/2/27	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
3	事務所借料（青森）	50,330	R5/3/27	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
4	事務所借料（青森）	50,330	R5/4/27	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
5	事務所借料（青森）	50,330	R5/5/29	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
6	事務所借料（青森）	50,330	R5/6/27	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
7	事務所借料（青森）	50,330	R5/7/27	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
8	事務所借料（青森）	50,330	R5/8/28	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
9	事務所借料（青森）	50,330	R5/9/27	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
10	事務所借料（青森）	50,330	R5/10/27	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
11	事務所借料（青森）	50,330	R5/11/27	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
12	事務所借料（青森）	50,330	R5/12/27	竹花 稔子	青森県青森市中央2丁目14-11	
13	事務所借料（弘前）	80,300	R5/1/25	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
14	事務所借料（弘前）	80,300	R5/2/24	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
15	事務所借料（弘前）	80,300	R5/3/24	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
	こ の 頁 の 小 計	844,860				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	事務所借料（弘前）	80,300	R5/4/25	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
17	事務所借料（弘前）	80,300	R5/5/25	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
18	事務所借料（弘前）	80,300	R5/6/23	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
19	事務所借料（弘前）	80,300	R5/7/25	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
20	事務所借料（弘前）	80,300	R5/8/25	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
21	事務所借料（弘前）	80,300	R5/9/25	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
22	事務所借料（弘前）	80,300	R5/11/6	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
23	事務所借料（弘前）	80,300	R5/11/24	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
24	事務所借料（弘前）	80,300	R5/12/25	有限会社マルナ地建 代表取締役 奈良岡 清寿	青森県弘前市大字外崎1丁目9-6	
25	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/1/25	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
26	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/2/24	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
27	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/3/24	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
28	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/4/25	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
29	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/5/25	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
30	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/6/23	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
	こ の 頁 の 小 計	1,082,700				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
31	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/7/25	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
32	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/8/25	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
33	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/9/25	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
34	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/11/6	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
35	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/11/24	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
36	事務所借料（五所川原）	60,000	R5/12/25	工藤 賀津夫	青森県青森市赤坂2丁目1-22	
37	事務所更新手数料 並びに火災保険料 （五所川原）	39,500	R5/8/30	株式会社 シンシアコミュニティ	青森県五所川原市布屋町40	
38	複合機リース代	17,600	R5/1/27	三菱HCビジネスリース 株式会社	東京都港区西新橋1丁目3-1	
39	複合機リース代	17,600	R5/2/27	三菱HCビジネスリース 株式会社	東京都港区西新橋1丁目3-1	
40	複合機リース代	17,600	R5/3/27	三菱HCビジネスリース 株式会社	東京都港区西新橋1丁目3-1	
41	複合機リース代	17,600	R5/4/27	三菱HCビジネスリース 株式会社	東京都港区西新橋1丁目3-1	
42	複合機リース代	17,600	R5/5/29	三菱HCビジネスリース 株式会社	東京都港区西新橋1丁目3-1	
43	複合機リース代	17,600	R5/6/27	三菱HCビジネスリース 株式会社	東京都港区西新橋1丁目3-1	
44	複合機リース代	17,600	R5/7/27	三菱HCビジネスリース 株式会社	東京都港区西新橋1丁目3-1	
	こ の 頁 の 小 計	522,700				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
45	複合機リース代	17,600	R5/8/28	三菱H C ビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋 1 丁目 3 - 1	
46	複合機リース代	17,600	R5/9/27	三菱H C ビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋 1 丁目 3 - 1	
47	複合機リース代	17,600	R5/10/27	三菱H C ビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋 1 丁目 3 - 1	
48	複合機リース代	17,600	R5/11/27	三菱H C ビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋 1 丁目 3 - 1	
49	複合機リース代	17,600	R5/12/27	三菱H C ビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋 1 丁目 3 - 1	
50	複合機保守料	19,866	R5/1/4	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	東京都江東区豊洲 2 丁目 2 - 1	
51	複合機保守料	4,648	R5/1/31	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	東京都江東区豊洲 2 丁目 2 - 1	
52	複合機保守料	6,063	R5/2/28	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	東京都江東区豊洲 2 丁目 2 - 1	
53	複合機保守料	15,888	R5/3/31	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	東京都江東区豊洲 2 丁目 2 - 1	
54	複合機保守料	19,085	R5/4/30	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	東京都江東区豊洲 2 丁目 2 - 1	
	こ の 頁 の 小 計	153,550				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
55	複合機保守料	6,909	R5/5/31	富士フィルムビジネス イノベーションジャパン 株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2-1	
56	複合機保守料	7,134	R5/6/30	富士フィルムビジネス イノベーションジャパン 株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2-1	
57	複合機保守料	6,999	R5/7/31	富士フィルムビジネス イノベーションジャパン 株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2-1	
58	複合機保守料	5,814	R5/8/31	富士フィルムビジネス イノベーションジャパン 株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2-1	
59	複合機保守料	4,096	R5/10/2	富士フィルムビジネス イノベーションジャパン 株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2-1	
60	複合機保守料	2,805	R5/10/31	富士フィルムビジネス イノベーションジャパン 株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2-1	
61	複合機保守料	2,805	R5/11/30	富士フィルムビジネス イノベーションジャパン 株式会社	東京都江東区豊洲2丁目2-1	
62	電話等使用料金 (青森)	19,477	R5/1/4	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
	こ の 頁 の 小 計	56,039				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
63	電話等使用料金 (青森)	19,441	R5/1/31	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
64	電話等使用料金 (青森)	19,441	R5/2/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
65	電話等使用料金 (青森)	19,453	R5/3/31	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
66	電話等使用料金 (青森)	19,453	R5/5/1	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
67	電話等使用料金 (青森)	19,479	R5/5/31	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
68	電話等使用料金 (青森)	19,453	R5/6/30	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
69	電話等使用料金 (青森)	19,453	R5/7/31	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
70	電話等使用料金 (青森)	19,453	R5/8/31	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
71	電話等使用料金 (青森)	19,453	R5/10/2	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
72	電話等使用料金 (青森)	19,453	R5/10/31	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
73	電話等使用料金 (青森)	19,453	R5/11/30	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	第15号様式
74	電話等使用料金 (八戸)	5,384	R5/2/1	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
75	電話等使用料金 (弘前)	20,570	R5/2/1	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
76	電話等使用料金 (弘前)	20,561	R5/2/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
77	電話等使用料金 (弘前)	20,499	R5/3/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
	こ の 頁 の 小 計	280,999				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
78	電話等使用料金 (弘前)	20,596	R5/4/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
79	電話等使用料金 (弘前)	21,206	R5/5/31	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
80	電話等使用料金 (弘前)	20,555	R5/7/6	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
81	電話等使用料金 (弘前)	20,511	R5/7/27	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
82	電話等使用料金 (弘前)	20,502	R5/8/30	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
83	電話等使用料金 (弘前)	20,502	R5/9/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
84	電話等使用料金 (弘前)	20,520	R5/10/31	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
85	電話等使用料金 (弘前)	20,511	R5/11/30	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
86	電話等使用料金 (弘前)	20,529	R5/12/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
87	電話等使用料金 (五所川原)	21,194	R5/2/1	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
88	電話等使用料金 (五所川原)	21,802	R5/2/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
89	電話等使用料金 (五所川原)	22,048	R5/3/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
90	電話等使用料金 (五所川原)	21,212	R5/4/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
91	電話等使用料金 (五所川原)	21,347	R5/5/31	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
92	電話等使用料金 (五所川原)	21,646	R5/7/6	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
	こ の 頁 の 小 計	314,681				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
93	電話等使用料金 (五所川原)	21,426	R5/7/27	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
94	電話等使用料金 (五所川原)	20,916	R5/8/30	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
95	電話等使用料金 (五所川原)	20,760	R5/9/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
96	電話等使用料金 (五所川原)	20,945	R5/10/31	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
97	電話等使用料金 (五所川原)	21,022	R5/11/30	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
98	電話等使用料金 (五所川原)	20,934	R5/12/28	NTTファイナンス 株式会社	東京都港区港南1丁目2-70	
99	政治資金監査報酬	110,000	R5/3/24	大森 剛	京都府京都市西京区御陵峰ヶ堂町 3丁目42-1	
100						
101						
	こ の 頁 の 小 計	236,003				
	そ の 他 の 支 出	1,200				
	合 計	3,492,732				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	組織対策費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	各種封筒・資料・名刺・ 領収証・文書等印刷代	63,800	R5/3/17	やまと印刷株式会社	青森県弘前市大字神田4丁目4-5	
2	各種封筒・資料・名刺・ 領収証・文書等印刷代	14,300	R5/3/17	やまと印刷株式会社	青森県弘前市大字神田4丁目4-5	
3	各種封筒・資料・名刺・ 領収証・文書等印刷代	9,900	R5/3/21	やまと印刷株式会社	青森県弘前市大字神田4丁目4-5	
4	各種封筒・資料・名刺・ 領収証・文書等印刷代	31,900	R5/5/31	やまと印刷株式会社	青森県弘前市大字神田4丁目4-5	
5	各種封筒・資料・名刺・ 領収証・文書等印刷代	31,900	R5/8/9	やまと印刷株式会社	青森県弘前市大字神田4丁目4-5	
6	各種封筒・資料・名刺・ 領収証・文書等印刷代	31,900	R5/10/4	やまと印刷株式会社	青森県弘前市大字神田4丁目4-5	
7						
8						
9						
10						
	こ の 頁 の 小 計	183,700				
	そ の 他 の 支 出	1,080				
	合 計	184,780				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 30日

政治団体の名称 寿々会

会計責任者の氏名 影山 さくら



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和6年5月30日

寿々会
代表 其田 寿一 殿

登録政治資金監査人

大森 剛 

登録番号 第5535号
研修終了年月日 平成31年 2月21日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、寿々会の令和5年にかかる法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、寿々会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

寿々会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、寿々会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以 上